

## 令和3年第5回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年11月5日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第7号））  
日程第5 議案第44号 土地の取得について（庁舎建設用地）  
日程第6 議案第45号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第8号）について  
日程第7 議案第46号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩
企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 内藤 睦雄

議会書記 大久保 守康

議会書記 山本 憲

議会書記 松井 俊英

---

## 開会の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。  
これより令和3年第5回本巣市市議会臨時会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、議席番号3番 飯尾龍也君と4番 片岡孝一君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
最初に、私より報告をいたします。  
それでは、出席しました会議について報告をさせていただきます。  
10月19日火曜日、会期を1日として令和3年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。  
会議では、初めに議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の選挙を行い、議案の審議に入りました。  
提出された議案は、令和2年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後、審議を行いました。審議の結果、原案のとおり認定されました。  
以上、報告をさせていただきます。  
なお、会議等の資料については、議会事務局に保管してありますので申し出ください。以上であ

ります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 高橋勇樹君。

#### ○議会だより編集特別委員長（高橋勇樹君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第72号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。

掲載内容につきましては、8月、9月に開かれました第3回定例会と、10月8日に開かれました第4回臨時会が主なものとなっております。

表紙には、今任期に就任した全議員の集合写真を掲載しました。2ページからは、正・副議長挨拶、新しい議会構成、改選後の議員紹介、第3回定例会で議決された議案、代表質問、一般質問、委員会活動、議員活動日誌、第3回定例会と第4回臨時会における審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、コロナ禍における教育実践の記事を掲載しました。

今回は、令和3年10月15日に委員会を開催し、前議会だより編集特別委員会より引き継いだ事項を基に編集し、発行したところでございます。

次回の議会だよりにつきましては、次の第6回の定例会の内容を主なものとして、令和4年2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（黒田芳弘君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

7番 今枝和子君。

#### ○7番（今枝和子君）

もとす広域連合議会の報告を行います。

令和3年第2回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月20日から11月1日までの13日間として、本巣市役所真正分庁舎3階議場において開催されました。

今定例会では、本巣市議会議員任期満了及び瑞穂市議会選出議員、北方町議会選出議員の辞職に伴う選出議員に異動がありましたので、関係する各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が行われました。

また、副議長の選挙では、私、今枝和子が選出されたことを御報告いたします。

定例会に提出された議案は、専決処分の承認案件1件、人事案件2件、会議規則の一部改正1件、条例の一部改正1件、令和2年度決算認定3件、令和3年度補正予算3件の計11件でした。

専決処分の承認については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る減免期間を1年延長するため、専決により、もとす広域連合介護保険条例の一部が改正されました。

人事案件については、もとす広域連合監査委員の選任について及びもとす広域連合公平委員会委

員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、条例の一部改正については、もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであり、総務介護常任委員会に付託され審査された後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、令和2年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、令和3年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算でございます。この3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますのでお申し出てください。以上です。

**○議長（黒田芳弘君）**

次に、市長より行政報告をお願いします。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、行政報告を申し上げます。

令和3年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月24日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、さらに追加提案されました岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての4件でございます。

まず、専決処分されました岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を変更するとともに、当該感染症による特定の影響を受けた被保険者等の保険料の減免等の対象期間を延長するための改正として、原案のとおり承認をされました。

次に、令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額の100億7,153万1,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決され

ました。

次に、令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、一般会計が歳入総額2億6,351万901円、歳出総額が2億2,743万7,678円、特別会計が歳入総額2,618億2,602万5,792円、歳出総額2,457億9,462万9,181円でございます。令和元年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで3.1%の減となっております。この決算につきましては、原案どおり認定をされました。

最後に、追加提案されました効率的な行政手続の推進に伴い押印等に係る規定の見直しのための岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてにつきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、令和3年度第2回西濃環境整備組合議会定例会が10月25日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、令和3年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）について、令和2年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての4件でございます。

まず西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の石川真恵氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の中田由美子氏が選任されました。

次に、令和3年度西濃環境整備組合一般会計予算（第1号）につきましては、燃料費、いわゆるコークス、灯油、A重油の価格の高騰により需用費が不足するため、3,014万8,000円を増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認をされました。

最後に、令和2年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額13億5,382万4,216円、歳出総額13億2,916万3,135円でございます。歳出の主なものは、塵芥処理費10億3,952万9,647円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の償還に伴う公債費1億9,333万5,000円でございます。歳入歳出差引残額は2,466万1,081円となりました。

また、監査委員から監査報告が行われた後、原案どおり認定されましたので御報告をさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巣市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第7号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月15日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

報告第12号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

**○副市長（大野一彦君）**

それでは、報告第12号、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算（第7号）につきましては、先月8日の臨時議会におきまして、庁舎設備推進に関する決議が採択されましたことを受けまして、今後の整備スケジュールに余裕がない状況ではございますが、早急に庁舎敷地の拡張につきまして検討を行い、14日に開催されました庁舎整備検討特別委員会にお諮りし、配置面での制約等を御説明の上、一定の御理解をいただいたものとし、庁舎整備に係る敷地の拡張に係る予算につきまして、10月15日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの2ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億7,515万6,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の変更をお願いするものでございます。

庁舎整備の実設計委託業務につきましては、令和4年度までの2か年度の継続費を設定させていただき業務を行っているところでございますが、今回の庁舎敷地の拡張に伴い、設計業務の変更に伴う委託料の増額により、今年度の年割額を130万7,000円増額し1億6,826万7,000円とし、令和4年度の年割額を1,437万7,000円増額し1,876万5,000円とさせていただいたものでございます。

次に、5ページを御覧願います。

第3表といたしまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

今回の庁舎敷地の拡張に伴い、追加して購入いたします土地の一部が農地でありますことから、農地転用許可が必要となり、手続の関係から、前払い分を除いた3割分の土地代金につきましては、所有権移転登記完了後の令和4年度以降にお支払いすることとなりますことから、庁舎整備用地購入事業といたしまして1,051万5,000円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表といたしまして、地方債の変更をお願いするものでございます。

合併特例債につきまして、庁舎整備用地の拡張による整備事業費の増に伴い5,700万円増額し、限度額を14億2,730万円とするものでございます。

それでは、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、まず上段の繰入金、基金繰入金の2目公共施設等整備基金繰入金200万円の増額につきましては、庁舎整備に係る事業費の増に伴う繰入金の増額でございます。

次に、その下の市債の6目合併特例債5,700万円につきましても、同じく庁舎整備に係る事業費の増に伴う増額でございます。

10ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

上段の総務費、総務管理費の5目財産管理費5,999万7,000円のうち、上段の実施設計委託料130万7,000円につきましては、継続費の補正のところで御説明申し上げました庁舎整備の実施設計業務につきまして、今回の庁舎整備の拡張に伴い設計業務の変更に伴う今年度分の委託料の増額でございます。

その下の土地購入費5,869万円につきましては、宅地1筆分の全額と農地2筆分に係る7割の前払い分の合計でございます。

その下の予備費につきましては、財源調整のため99万7,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 堀部好秀君。

#### ○10番（堀部好秀君）

本巢市では今まで、使用目的のない土地の購入はしない、また最少の経費で最大の効果ということで市政を運営されてこられたことと思います。ほかの市町、行政においてもニュアンスは違うとは思いますが、そのような運営をされていることと思います。今回の新庁舎用地購入に関し

ては、今までの方針と違っているのではないかなあというふうに思います。

私は、今までの市の方針の基に議案を審議してきたつもりですけど、この件も含め、今後の市の方針、用地購入、使用目的のない土地の購入に関する方針、それから最少の経費で最大の効果、この方針について今後の考えをお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

お答え申し上げたいと思います。

今、先ほど堀部議員がおっしゃるとおりで、今までもそうでございますし、今後もそういう方針の下にやっていく方針でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、堀部議員からも質問があったかと思うんですが、使用目的のない土地というもの、過去において私も議員を16年やっておるわけでありましてけれども、使用目的のない土地というものが今までに計上されたというようなことはありません。ですから、土地購入については審議をして、皆賛同したわけでありまして。

今回、今、市長さんの答弁等々を伺っていますと、使用目的のない土地が過去にあったように取られますが、そのような土地は私の記憶の中ではないと思いますけれども、改めてあったのかなかったのかお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

市長。

○市長（藤原 勉君）

舌足らずだったかも分かりませんが、そのとおりでございます。市では、要するに用途、市だけではなくて、行政として目的のない土地を購入するという理由はございませんので、やっぱりあくまでも目的を持った土地を購入するというものでございますので、今までにもそんなことはありませんし、今後も目的のない土地を購入するということはないということをお答えしたとおりでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

今回ですね、先ほど全協で、補正予算、田んぼ2筆の取得が計上されております。その前に専決処分においては2筆と宅地1筆でございますが、南ブロックの273-1と273-2のうちで、6月議会においては、273-1は購入を予定されておりましたが、その273-1は300平米ほどですかね、これはなぜ購入の予定をされなかったのか、その理由をお聞きしたいと思います。

所有者にしてみたら、100メートルの3メートル、大体その狭い土地が残ってしまうわけですよ。そうすると、本当に所有者にとっては利用価値のない土地となるわけでございます。

そういったことから、そういう考えに立って、6月の予算を置くときに3メートルの部分もなぜ置かなかったのかお聞きしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

久富総務部長。

**○総務部長（久富和浩君）**

6月の市議会で追加で購入を、補正予算を認めていただいたときには、庁舎として必要な機能の配置計画と最低限必要な敷地範囲の検討を行った結果ということで、最低限の敷地を補正予算でお認めいただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

**○議長（黒田芳弘君）**

14番 道下和茂君。

**○14番（道下和茂君）**

ということは、最低限の用地で、それで庁舎はできるという判断をし、購入をしなかったということになるかと思いますが、今、また今回買うということについてはやぶさかではございませんし、当然購入を、この3メートルの部分については当初から購入すべきであったと私は思いますけど、その時点では使用目的のない、必要でない土地であるから購入をしなかったという解釈でよろしいですか。

**○議長（黒田芳弘君）**

久富総務部長。

**○総務部長（久富和浩君）**

市のほうで、庁舎の敷地として検討した結果、それが最低限必要な土地ということで、この340平米は追加をしなかったということでございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

**○11番（鏑本規之君）**

今、簡単な分かりやすいことを言うと、新人の方も見えますので分かりにくいかと思いますので、分かりやすい質問をします。

砂利を掘ったところの土地を全部買うか買わないかということだったと思っております。

6月議会においては全部買うのではなくて、約3メートル残して買うという予算が出て、それをよしとしたかということだと思っております。

道下議員の質問においては、3メートル残す必要はなかったんやないかと、全部買ったほうがいいんじゃないのかというような質問、全部買うことにおいては何ら反対をしないということを今言っておられます。

となると、3メートルの100メートルというこの土地については、今、市長さんが答弁があったように必要でない土地は買わないと、このときの予算においては、6月議会では必要でない土地は買わないから3メートル買わないということになるわけでありまして。今回の予算においては、必要になったからその3メートルの土地を買うということになったわけでありまして。

そうすると、6月の議会のときの説明と、今回の3メートルを買うという説明が少し矛盾があるような気がしてなりません。堀部議員が言われる目的のない土地は買わないという、それに伴って判断をするとすれば、今の総務部長の答弁でいくと矛盾が生じるように思われます。

改めてお伺いをいたします。

3メートルを買わなかったときの説明によりまして、駐車場はまだまだ足りない。3メートルを削った土地においても、なおかつ土地が、駐車場が足りないという説明だったかと思っております。全部買っても約40台分足らなかったと、足りないというような説明だったかと私は記憶しておるわけでありまして。そういう中において、今回3メートル分の土地を買いますよということについては、今の説明では非常に不十分なような気がしますので、道下議員が今言われた中において、また答弁等々を聞いてみると少し矛盾点があるような気がいたしますので、どうして3メートル増やしたのか。

本来で言うなら、3メートルじゃなくて全ての土地を、議会の中において約1万坪の土地を買えということで議決をいただき、多くの議員の方から賛同をいただいて、1万坪強の土地を買うということになったわけでありまして。そして、その中の一つの手段として、砂利を掘ったところの3メートルも買うことになった。隣の東の土地も買うことになった。また、その北の土地も買うことになった。そして、予算を組んだけれども、結果として2筆が分けてもらえないから、やむなく2筆を減らした分の3メートルの土地を購入するに至ったという説明なら、非常に理解ができるんですが、何となく分かりづらいので、私の解釈が間違っているのか否かお伺いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

大野副市長。

**○副市長（大野一彦君）**

6月の時点では、この3メートルの土地については、私どもの整備の方針といたしましては、必要ではない土地という判断の下に、補正予算としてこの砂利採取をされた土地の購入をお願いをしたと。

そして今回、結果的に3メートルの土地を今回購入するということで、結果からすると、確か

に6月の時点と今と結果矛盾しているじゃないかということは、確かにおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、これは6月から現時点までの間の経過、こういったものによって、その間、議員の皆様から御意見をいただきました決議、こういったものも十分踏まえる中で、私どもとしてはそういったことを判断する中で、必要でなかった土地が必要になったということで、御理解をいただければというふうに思っております。

確かに、結果からすれば矛盾しているじゃないかという御指摘は当然ある中ではございますけれども、先ほど申しましたようなことの中で御理解をいただければというふうに思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第12号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第12号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

**日程第5 議案第44号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第5、議案第44号 土地の取得について（庁舎建設用地）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 土地の取得について（庁舎建設用地）でございます。

本巢市庁舎建設用地の取得について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の決議を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御決議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第44号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

**○総務部長（久富和浩君）**

それでは、議案第44号 土地の取得について（庁舎建設用地）の補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本巢市議会臨時議会議案の3ページをお開きください。

今回取得をいたします土地につきましては、庁舎建設用地としております土地でございます。

土地の所在につきましては、本巢市早野字春日浦273番1及び273番2の2筆で、面積につきましては、3,468.25平方メートル、取得価格は、総額3,262万4,623円でございます。契約の相手方につきましては、本巢市早野403番地、高橋嘉子氏でございます。

筆ごとの面積及び所有者につきましては、4ページの別紙に添付しておりますので、御確認ください。

今回、議決をお願いいたします土地につきましては、10月25日に土地所有者と売買の仮契約を結びましたので、本契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本巢市議会臨時議会議案の概要、3ページ以降に資料を添付させていただいておりますので、御確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第44号 土地の取得について（庁舎建設用地）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### 日程第6 議案第45号及び日程第7 議案第46号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第45号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第8号）について及び日程第7、議案第46号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第45号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,561万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な事業費の増額でございます。

次に、議案第46号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、消費税の皆増及び財源調整のための予備費の増額でございます。

以上の詳細につきまして、議案第45号は副市長から、議案第46号は市民環境部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

##### ○議長（黒田芳弘君）

議案第45号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

##### ○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第45号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明を

させていただきます。

恐れ入ります、議案のつづりの4ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,561万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億4,076万6,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、上段の国庫支出金、国庫負担金の2目衛生費国庫負担金1,682万4,000円につきましては、3月末までの3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師会への接種委託に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

その下の、国庫補助金の3目衛生費国庫補助金4,878万6,000円につきましても、同じく3月末までの3回目のワクチン接種のための体制確保に要する費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございまして、国庫負担金、国庫補助金とも補助率は10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

衛生費、保健衛生費の3目予防費、補正額6,561万円でございますが、3回目のワクチン接種に係る費用といたしまして、ワクチン接種に係る医師会への予防接種委託料2,262万5,000円、ワクチン接種体制確保に係る運営業務委託料3,602万7,000円など、3月末までの接種に要する費用といたしまして、6,561万円の増額をお願いするものでございます。

以上、補正予算（第8号）の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議案第46号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

#### ○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第46号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書の次でございます。

まず1ページを御覧願います。

第1条でございますが、補正額につきましては、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,574万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、6款1項1目の前年度繰越金につきましては、繰越金が確定したことによりまして674万円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費412万5,000円につきましては、未納となっております平成28年度から令和元年度分までの4年分の消費税について、今回新たに計上するものでございます。

4款1項1目の予備費261万5,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第45号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

**○11番（鏑本規之君）**

今、説明がありましたけれども、コロナに関する3回目の予防接種等々に関わる予算だったと思っておりますけれども、今テレビ、新聞等の報道によりますと、もう2週間ぐらい非常に感染者が少ないという状況下にあります。接種率も70%、80%近くある中において、この日本国においては非常に感染者が少ないというふうになっています。

残念ながら、同じようなことで隣の韓国においては、同じような接種率でも非常に多いということが出ていますけれども、この日本国において、これだけ2週間、普通は2週間滞在をして、感染が出るか出ないかということが大体2週間で分かるということで、2週間で隔離とするというふうの報告も受けていますし、議会のほうでもそういうふうな説明があったかと思っております。

けれども、国においては、約2週間、非常に少ない。この本県においては何日もゼロという日が続いている中において、本当に3回目の接種が必要なのかなあという思いをしているわけであります。国から10分の10下りると仮定しましても、打つ意味があるのか否かということが、非常に私としては、必要があるのかなあというところが今あるわけであります。

そういう中においてですね、予算を組むにおいては結構なことなんですけれども、実質的には、いつから3回目の接種を受けるという、また、希望者をどういうふうにするのかということについて、計画等がありましたら御説明をお願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋健康福祉部長。

**○健康福祉部長（高橋 誠君）**

まず3回目の接種が必要かどうかということにつきましては、私どもの判断も非常に苦しいところではございますが、国のほうからは、やはり先ほどちょっと触れさせていただきましたが、免疫性、そういったものが落ちてくるという治験のデータ、それから国のデータ等により3回目接種が計画されておりますが、3回目を接種することによって、そういった第6波を防ぐための手段とい

うふうに子どもは理解しておりますので、3回目接種は、国の方針に従ってということになりますが、進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、今後のスケジュールでございますが、実際に子どもの市民の皆様が打ち始めるのが、65歳以上の方で1月中旬以降、先ほどの資料の中ですけれども、上旬か中旬。2月ですか、すみません、2月から打ち始めるということで計画しております。8か月を経過した方が、2回接種して8か月を経過した方が打つ権利というか、資格があるというか、打てるようになるということですので、そういった方に御案内をさせていただくということで、2月上旬までの間に準備をして、打つ計画をさせていただきます。

64歳以下、大半の市民の2万人強の方ですが、打つ順番がかなり遅くなり、高齢者よりは後になっておりますので、そういった方が8か月を経過した時点から、あとワクチンの配分量によって予約等の枠を開けさせていただいて、確実に打ちたい方が打てると。

当然中には、1回、2回打って副反応も強く出て、御遠慮される。1回目、2回目のときに、1回しか打たない方が、議会でも報告させていただきましたが、約150名ほどお見えになりましたので、3回目接種を当然拒まれる方も中には見えるかもしれませんが、こういった感染の第6波を広げないためにも、打っていただくことを奨励はしていきたいというふうに考えております。

そういった方の中で、また若い年齢の方、テレビ報道でもございますが、若年層の方についてもまた指示があるかと思っておりますので、そういった方についても、当然また指示がある中で、そういったものにしがって順次進めていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第45号 令和3年度本巢市一般会計補正予算

(第8号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第46号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

## 閉会の宣告

### ○議長(黒田芳弘君)

以上で本臨時会に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第5回本巢市議会臨時議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 片 岡 孝 一